

## 『駅接客業務中のマスク着用に関する申し入れ』提出！

# 会社は駅社員のマスク着用を認める！

会社は12月3日、静岡地本に対し、駅接客業務に従事する際はマスクの着用を禁止するとして説明を行いました。そして翌12月4日には、静岡支社営業課による「接客業務中のマスク着用について」と題した掲示が職場に掲出されました。この掲示では、「接客サービス提供の観点から接客業務に従事する際は、マスクの着用を原則禁止」とし、「妊産婦など薬の服用が困難な場合は箇所長の判断によりマスクの着用を認める」としています。

しかし会社は、風邪や花粉症については自己による体調管理の徹底と薬による対処が基本だとして、マスクの着用を認めない姿勢です。これによって駅職場では、社員から不満や疑問の声があがっています。

また東京駅では、組合員が医師の診断書を提出した上で、マスクの着用を申告したにもかかわらず、会社はこれを認めないという対応を行っています。これは組合員の健康を全く考慮しない対応であり、容認できるものではありません。

JR東海労は、不特定多数の乗客等と接する駅社員がマスクを着用することは、健康管理や接客サービスの向上に有効であると考え、社員の健康を全く考えない会社の姿勢を糾すために、申し入れを行いました。

### 申し入れ内容

- ◆会社が駅接客業務に従事する際は、マスク着用を原則禁止とした理由と目的を明らかにすること。また、各鉄道事業本部、支社、支店が社員に対して行っているマスク着用に関する対応を明らかにすること。
- ◆風邪等により咳が出る場合や、花粉を防ぐためにマスクを着用するのは、他の社員や乗客への感染防止と花粉症の症状緩和に有効である。会社は「健康管理は自己管理である」としているが、ならばマスクの着用は自己の判断とし、社員がマスクの着用を申告した場合はこれを認めること。
- ◆東京駅では、組合員が「アレルギーからの隔離のため可能な限りマスクの着用を必要とします」とした医師の診断書を提出し、マスクの着用を申告したにもかかわらず、会社がこれを認めないという対応を行った。これは組合員の健康を損ねるものであり、容認することはできない。会社は直ちに診断書に従い、当該組合員の接客業務中におけるマスク着用を認めること。
- ◆これまでに社員が接客業務中にマスクを着用していることへの苦情等、何らかの問題があったのか明らかにすること。
- ◆駅事務室内の温度、湿度を保つために空調機器等を整備すること。